

生企甲達第68号
平成19年8月10日

部課署長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石川県警察本部長

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する取扱いについて（通達）

対号 昭和56年8月18日付け発保第372号「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律等の運用について（通達）」

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号。以下「府令」という。）の規定による放射性同位元素等の運搬の届出等の事務を円滑、適正に処理するため、下記のとおり取扱うこととしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

記

第1 届出等の事務

- 1 法第18条の2第5項に定める運搬届出の受理の事務
- 2 法第18条の2第6項に定める指示の事務
- 3 法第42条第1項に定める報告徴収の事務
- 4 法第43条の2第1項に定める立入検査の事務
- 5 府令第2条第1項及び第4項に定める運搬届出書の交付の事務
- 6 府令第3条第2項に定める指示書の交付の事務

第2 運用の基本

1 実態把握と安全運搬対策

放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）の使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「使用者等」という。）の事業所、運搬状況、使用者等の行う従業員に対する教養訓練状況並びに地域住民の動向等を的確に把握し、安全な運搬のための対策を推進するものとする。

2 関係機関等との緊密な連携

石川県、消防署、日本アイソトープ協会、使用者等の関係機関団体と常に緊密な連絡を保持し、相互の協力体制を確立するものとする。

3 事件事故の適正な処理

放射性同位元素等を運搬中に交通事故、盗難、所在不明、取扱施設の火災等

の事件事故が発生したときは、放射性同位元素等による危険性の確認を第一として行い、かつ、社会的影響を考慮し、迅速、適正に処理するものとする。

4 教養の徹底

放射性同位元素等に関する事務は、極めて専門的かつ技術的な分野にわたるので、関係法令及び基礎知識の教養を徹底するものとする。

第3 運用上の留意事項

1 運搬届出の受理等の措置

(1) 運搬届出受理上の留意事項

生活安全企画課長は、放射性同位元素等の運搬届出（以下「運搬届出」という。）を受理した場合は、次の点に留意しなければならない。

ア 放射性同位元素等運搬届出書（府令別記様式第1。以下「運搬届出書」という。）による放射性同位元素等の運搬届出を受理したときは、運搬届出受理簿（別記様式第1号）に所要の事項を記載して受理し、1通に受理年月日及び公安委員会の印を押して届出者に交付すること。この場合、同受理簿に届出者の受領印を徴しておくこと。

イ 運搬届出に係る放射性同位元素等の変更、発送地又は到着地の変更等届出内容の同一性を失うと認められる場合には、運搬届出書のその他欄に変更の事由を記載して新たな届出を行わせること。

ウ 届出期限を経過した届出は受理しないこと。ただし、真にやむを得ない理由があると認めるときは、理由書を提出させて受理することができる。

エ 届出者が使用者等であり、かつ、届出事項及び指示事項を確実に履行できる者であるかどうかを確認すること。

オ 届出を要する放射性同位元素等であるかどうかを確認すること。

カ 運搬の日時、経路、駐車及び放射性同位元素等の積卸し、一時保管の場所等が、運搬の安全確保上支障がないかどうかについて確認すること。

キ 運搬届出書等の提出は、一車列（8車両以内）ごとに行わせること。

ク 運搬についての安全対策並びに事故発生時における警察への緊急連絡要領及び応急措置要領を確認すること。

ケ 文部科学大臣又は国土交通大臣の確認証の有無について確認すること。

(2) 運搬届出受理後の措置

ア 生活安全企画課長は、運搬届出を受理したときは、運搬の安全の確保のため、速やかに次に掲げる事項（届出内容に変更を生じたときは、変更事項及びその理由）をファックス等（セキュリティ機能が確保されたものに限る。）により、関係部課長、高速道路交通警察隊長、運搬経路を管轄する警察署長（以下「警察署長等」という。）及び関係都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）へ速やかに通知しなければならない。

なお、他の公安委員会から通知を受けたときも同様とする。

(ア) 届出者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(イ) 運搬届出の日時及び経路

(ウ) 発送地及び到着地

- (イ) 輸送物の種類及び個数
- (オ) 容器の種類及び個数
- (カ) 放射性同位元素等の名称、数量及び重量
- (キ) 運搬の委託者又は受託者の氏名（法人にあってはその名称）及び住所
- (ク) 運搬同行責任者及び経験を有する者の氏名
- (ケ) 駐車、積卸し及び一時保管の予定場所並びに予定時刻
- (コ) 積載車両の登録番号及び伴走車の台数
- (サ) 警戒措置の有無
- (シ) その他必要と認められる事項

イ 警察署長等の措置

前記通知を受けた警察署長等は、運搬通知受理簿（別記様式第2号）に所要事項を記載した上、次の事項を調査し、運搬に支障があるときは、その概要を生活安全企画課長に速報すること。

- (ア) 集会、デモ、警衛、警護の警備事象
- (イ) 風水、雪害、地震等の災害警備事象
- (ウ) 祭礼等の雑踏警備事象
- (エ) 道路工事、交通事故等による道路の混雑及び渋滞状況
- (オ) 通行制限の区間及び期間
- (カ) 輸送物の積卸し、一時保管、休憩等のための駐車場所の適否
- (キ) 運搬車両の速度、車列の編成及び車両相互間の距離
- (ク) 地域住民等の特異動向
- (ケ) その他参考事項

2 指示

生活安全企画課長は、運搬届出を受理したときは、運搬の安全確保のため、必要な場合は、届出者に対して次の要領により指示しなければならない。

(1) 指示要領

- ア 指示書の交付は、原則として運搬届出書の交付と同時に行うこと。
- イ 指示書は、放射性同位元素等運搬指示書（府令別記様式第3号）を届出者に交付して行うこと。この場合、指示書交付簿（別記様式第3号）に届出者の受領印を徴しておくこと。
- ウ 指示書交付後、新たな事情により指示の変更を行うときは、既交付の指示書を返還させて、改めて指示書を交付すること。
- エ 指示書を交付したときは、受理（交付）した運搬届出書の余白に「指示あり」と朱書しておくこと。
- オ 他の公安委員会の管轄区域にわたる運搬について指示したときは、速やかに指示事項を当該公安委員会に通知すること。

(2) 留意事項

- ア 指示は、警察署長等の通報及びその他の諸事情を総合的に判断して行うこと。
- イ 指示事項を運搬従事者に周知徹底するよう指導すること。

ウ やむを得ない事情により指示書の交付が遅れるときは、事前に指示事項を連絡するなど届出者の指示の履行に支障がないように配慮すること。

3 運搬に関する検査等

警察官は、特に必要があると認めるときは、放射性同位元素等を運搬している車両を停止させて検査し、その必要な措置をとらせること。ただし、放射性同位元素等を運搬している車両はすべて停止させることができるが、検査及び措置命令の対象となる車両は、運搬届出を行った車両のみである。

(1) 当該車両が運搬届出及び指示内容に従って運搬していない場合には、当該内容に従って運搬させること。

(2) 交通事故、災害その他の理由により、届出及び指示の内容に従って運搬できない場合における警察官の措置命令は、当該公安委員会の権限を超えない一時的な経路の変更等現場でとりうる軽易な措置をとらせること。

4 使用者等からの報告の徴収

生活安全企画課長は、使用者等からの報告の徴収については、次の要領により行うこと。

(1) 報告徴収事項

ア 事業所外運搬の状況

(ア) 運搬従事者に対する安全教育、訓練等の安全管理対策

(イ) 運搬実績及び将来の運搬計画

(ウ) 事故発生時の措置要領

(エ) その他必要な事項

イ 事業所外運搬事故の状況

(ア) 事故発生の日時、場所

(イ) 事故の原因、状況

(ウ) 応急措置の状況

(エ) 容器の状況並びに放射性同位元素等の漏えい程度及び測定結果

(オ) 被害の程度及び状況

(カ) 使用した放射線防護資器材

(キ) 今後の改善、検討事項その他必要な事項

(2) 報告徴収要領

ア 報告徴収は、放射性同位元素等運搬事故等状況報告命令書（別記様式第4号。以下「命令書」という。）を使用者等に交付して行うこと。

イ 報告の徴収は、命令書を交付した日から10日以内に、文書により行わせること。

ウ 事業所外運搬の事故につき事故発生後10日以内に文書で報告することができないときは、あらかじめその概要を生活安全企画課長に電話等で報告させ、後日速やかに文書を提出させること。

5 立入検査

立入検査を実施した警察職員は、その結果を立入検査実施結果報告書（別記様式第5号）を作成し、所属長の決裁を経て生活安全企画課長に報告すること。

6 警察庁等への通報等

- (1) 生活安全企画課長は、運搬届出を受理したときは、通知事項をファックス等により警察庁並びに通過地及び到着地を管轄する管区警察局に通報するものとする。
- (2) 生活安全企画課長は、報告の徴収を行ったときは、警察庁及び関係管区警察局に通報するほか、放射性同位元素等の運搬事故については、出発地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

運 搬 届 出 受 理 簿

整理 番号	受 理 年月日	届 出 者	運搬日時	運搬区間	輸 送 物	变 更	交 付	
							年 月 日	受 領 印

運 搬 通 知 受 理 簿

整理 番号	受 理 年月日	届 出 者	発 送 地 到 着 地	管内通過 予定日時	輸 送 物	通 報	
						事 項	月 日

指 示 書 交 付 簿

整理 番号	原受理 番号	届 出 者	輸 送 物	指 示 内 容	交 付 月日 受領者	備考

第 年 月 号
年 月 日

放射性同位元素等運搬事故等状況報告命令書

殿

石川県公安委員会

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42号第1項の規定により、次の事項を文書により報告することを命じます。

報告事項	
報告期日	

年 月 日

長 殿



立入検査実施結果報告書

実 施 日 時	年 月 日 午 ^前 時 分から午 ^前 時 分まで
実 施 場 所	
検 査 事 項	1 許 可 証 2 容 器 3 積 載 方 法 4 携 帯 書 類 5 資 格 者 6 施 設 の 防 災 7 防 護 具 の 管 理 8 運 搬 者 と の 契 約 状 況 9 運 搬 従 事 者 に 対 す る 教 養 訓 練 10 そ の 他 安 全 対 策
実 施 結 果	
備 考	